

新プランの基本理念

- 男女の人権の尊重
- 固定的な性別役割分担等を反映した制度・慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼさないよう配慮
- 政策・方針の立案・決定への男女の共同参画
- 家庭の重要性を認識した上での家庭生活と他の活動の両立
- 国際社会における取組への考慮

計画期間：2021年から2025年までの5年間

計画の性格

- 男女共同参画基本法と男女共同参画推進条例に基づく、大阪府の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画
- 女性活躍推進法に基づく大阪府の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画 等

現状認識

少子高齢化の進展

SDGsの達成に向けた潮流

女性の就業率の増加

働き方改革関連法・女活法に基づく取組開始

女性の登用促進強化の必要性

女性に対する暴力をめぐる状況の多様化

女性の抱える生活上の困難への問題意識

子どもの頃からの男女共同参画意識醸成の重要性

男性の意識改革、家事・育児等参画の進展

新プランで取組むべき事項（案）

【1】男性中心型の働き方の見直しとワークライフバランスの推進 <国の基本的な視点 ②④>

- 女性の就業支援
- 企業の取組（働き方改革、経営者等の理解促進、人材育成）
- 雇用均等法関係
- 起業、再就職支援
- 多様なライフスタイルに応じた子育て支援
- 男性の家事・育児等への参画促進
- ハラスメント防止（セクハラ、パワハラ、妊娠、出産、介護・育児休業等に関するハラスメント）

【2】政策・方針決定過程への女性の参画促進 <国の基本的な視点 ②⑤>

- 審議会、府職員・教員等における女性の参画・登用促進
- 企業等における女性の登用促進
- 政治分野、理工系分野の人材育成

【3】女性の活躍推進（女性活躍推進法に基づく取組）

- 一般事業主行動計画（対象企業拡大への対応）
- 特定事業主行動計画（情報公表の充実）
- 推進計画（市町村への策定働きかけ・支援）

【4】生涯を通じた男女の健康支援 <国の基本的な視点 ④>

- 生涯を通じた男女の健康支援
- 発達段階に応じた性教育
- 性差に応じた健康支援

【5】女性に対するあらゆる暴力の根絶 <国の基本的な視点 ⑥⑦>

- 社会全体の意識向上（精神的、社会的暴力等の認知度）
- 若年層への啓発・教育、被害防止に向けた取組
- 相談支援の充実（周知・広報、利用促進、体制整備）
- 性暴力被害支援
- 児童虐待との連携強化
- 多様な困難に直面する女性への包括的な支援（関係機関・部署の連携・協働の強化）

【6】様々な困難を抱える人々への支援

- 貧困、ひとり親家庭
- 複合的に困難な状況に置かれている人々
- 性的指向及び性自認の多様性に関する理解促進

【7】子どもの頃からの男女共同参画意識の啓発 <国の基本的な視点 ③>

- アンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組
- エンパワーメントの促進
- キャリア教育の推進
- 性的指向及び性自認の多様性に関する理解促進

【8】男女共同参画意識の醸成 <国の基本的な視点 ③>

- 男性の暮らし方、意識の改革（家庭や地域への参画、アンコンシャス・バイアスの解消）
- 女性の人権を尊重した表現の推進

【9】地域活動への参画促進 <国の基本的な視点 ③⑧>

- 地域活動への女性の参画促進
- 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災力の向上

【10】多文化共生の視点を踏まえた男女共同参画の推進

- 外国人が安心して暮らせる共生社会づくり（相談、教育、就労、医療、情報発信等）

（参考）第5次男女共同参画基本計画の策定に向けたコンセプト

課題

- 女性登用や意思決定過程への女性参画の一層の加速
- 生活の場（地域・家庭）における男女共同参画の一層の推進
- 女性に対する暴力の予防・根絶
- 高齢単身・ひとり親世帯など、生活上の困難を抱える全ての女性への支援
- 防災・復興における男女共同参画の視点の一層の強化
- SDGsの全ての目標の実現に必要な、ジェンダー平等の実現及びジェンダー視点の主流化

取組むべき事項及び基本的な視点

①持続可能な活力ある我が国社会を次世代に引き継ぐため、また、SDGsの達成のためには、男女共同参画・女性活躍が分野横断的な価値として不可欠であり、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映する必要。次世代に向けたメッセージを打ち出すことも重要。

②「30%目標」の達成とその先の「実質的な男女の平等の実現」に向け、ポジティブアクションも含め、人材登用・育成を強化する必要がある。

③男女共同参画は、男性にとっても重要（男性がより暮らしやすくするもの）であり、男女がともに進めていくもの。特に、男女共同参画を家庭や地域など生活の場にも広げることが重要。その際、アンコンシャス・バイアスも含め、性別に基づく固定観念が男女どちらかに不利に働かないよう取り組む必要がある。

④人生100年時代を見据えて、男女が健康な生活を実現し、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護を両立できる環境の整備に取組む必要がある。

⑤AI、IoT等の科学技術の発展に男女が共に寄与するとともに、その発展が男女共同参画に資する形で進むよう取り組む必要がある。

⑥女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組みを強化する必要がある。

⑦多様な困難を抱える全ての女性に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める必要がある。

⑧頻発する大規模災害の経験も踏まえ、男女共同参画の視点による防災・復興対策を浸透させる必要がある。

⑨地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、地域における様々な主体や男女共同参画センターとの連携強化を含め、推進体制をより一層強化する必要がある。

出典：R2 第5次基本計画策定専門調査会資料